

シートベルト非着用の死亡事故が急増しています!



運転席、助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを着用しましょう。6歳未満のお子さんには、チャイルドシートの使用を!

二日酔いでも飲酒運転になります。



飲酒運転の車に同乗してはいけません。

飲酒運転をするおそれのある人に酒を勧めたり、車を提供してはいけません。



シートベルトをガッチリ締めて!

飲酒運転は絶対許さない!

はしもと ゆ き
コマツ女子柔道部所属 **橋本 優貴**

【プロフィール】

段位・階級：参段・52kg級
 出身地：兵庫県 神戸市
 出身校：神戸市立兵庫商業高校・金沢学院大学
 得意技：内股・寝技
 主な戦績：2013年 リオデジャネイロ世界柔道選手権大会 (個人) 銅メダル、(団体) 金メダル
 2012・13・14年 グランドスラム東京 優勝
 2015年 ワールドマスターズ・ラバト 準優勝

交通事故を押し込め!

自転車保険入ってますか?

◎「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成27年4月1日施行)
 ◎保険加入の義務化(平成27年10月1日施行)

兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等に加入しなければなりません。

まずは、現在加入している保険等を確認し、加入していない方は、自分にあった保険等を選択して加入しましょう。

加入義務の対象となる保険等

- 個人利用向け 自動車保険、火災保険、傷害保険等に付帯する個人賠償責任保険、共済、ひょうごのけんみん自転車保険、TSマーク付帯保険等
- 事業者向け 施設所有管理者特約条項を含む業務用賠償責任保険、ひょうごのけんみん自転車保険(業務用)、TSマーク付帯保険等

自転車の安全適正利用の促進

- ① 交通ルールの遵守とマナーの向上
- ② 自転車の安全性を確保するための点検整備
- ③ 夜間のライト点灯と反射器材の装着
- ④ 幼児・児童・高齢者のヘルメット着用

「自転車運転者講習」が始まっています!!

自転車運転中に信号無視などの「危険な行為」を、3年以内に2回以上繰り返すと自転車の安全利用のための講習を受けることになります。(14歳以上)

対象となる危険な行為の項目 14

1

信号無視

信号機や警察官等の手信号等に従いましょう。



2

通行禁止違反

通行が禁止されている道路や場所を通行してはいけません。



※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3

歩行者用道路における車両の義務違反

通行ができる歩行者用道路では、歩行者に注意して徐行しましょう。



4

通行区分違反

自転車は、原則、車道を左側端に寄って通行しましょう。

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。



5

路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯では、歩行者の通行を妨害しないようにしましょう。



6

遮断踏切立入り

遮断機が閉じようとしているときや閉じている間、警報機が鳴っているときは、踏切内に入ってはいけません。



7

交差点安全進行義務違反等

交差点では、安全な速度と方法で進行し、左方向から来る車両等、また、優先道路を進行する車両等の通行を妨害してはいけません。



8

交差点優先車妨害等

右折する場合は、直進する車両等や反対方向から左折する車両等の通行を妨害してはいけません。



9

環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点に入るときは徐行して、環状交差点内の車両等の通行を妨害してはいけません。



10

指定場所一時不停止等

「止まれ」の場所では必ず止まり、交差道路の車両等の通行を妨害してはいけません。



11

歩道通行時の通行方法違反

歩道の車道寄り部分を進行し、歩行者がいれば、通行を妨害しないように「一時停止」、「徐行」しましょう。



12

制動装置不良自転車運転

ブレーキのない自転車、ブレーキが効かない自転車を運転してはいけません。

※前輪・後輪の一方にしかブレーキがない自転車で走行する行為も違反です。



13

酒酔い運転

自転車でも、飲酒運転してはいけません。



14

安全運転義務違反

ハンドル、ブレーキ等の装置を確実に操作して安全に運転しましょう。

※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。

